

妙典ポンプ場沈砂池等清掃業務委託 特記仕様書

この仕様書は、委託者が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 妙典ポンプ場沈砂池等清掃業務委託
- 2 業務目的 本委託は妙典ポンプ場沈砂池等の清掃業務を委託するもの。
- 3 委託場所 市川市妙典5丁目23番1号 妙典ポンプ場
※資料(1) 清掃箇所案内図 参照
- 4 委託期間 令和7年12月1日から令和8年2月27日
- 5 業務内容
 - (1) 汚泥吸排車による沈砂池等の清掃(浚渫) 約30m³
※資料(2) 清掃箇所位置図、平面図、縦断面図
資料(3) 吸引土砂量算出表、
資料(4) ポンプ場沈砂池等清掃業務委託共通仕様書 参照
 - (2) 産業廃棄物汚泥の収集運搬
※資料(5) 産業廃棄物の収集運搬業務委託仕様書 参照
 - (3) 土壌分析(平成3年度環境庁告示第46号に基づく分析。
トリクロロエチレン等溶出試験28項目及びヒ素等含有量試験2項目)
- 6 添付資料
 - (1) 清掃箇所案内図
 - (2) 清掃箇所位置図、平面図、縦断面図
 - (3) 吸引土砂量算出表
 - (4) ポンプ場沈砂池等清掃業務委託共通仕様書
 - (5) 産業廃棄物の収集運搬業務委託仕様書、(別添) 廃棄物情報
 - (6) 写真管理基準
- 7 業務実施日及び業務時間
 - (1) 業務実施日 委託期間内(土曜・日曜・祝日は除く)
 - (2) 業務時間 9:00～17:00

8 提出書類（納品図書）

- （１）業務計画書（記載内容は、ポンプ場沈砂池等掃業務委託共通仕様書 第３条第２項に従う。）
- （２）業務報告書（記載内容は、ポンプ場沈砂池等清掃業務委託共通仕様書 第８条第２項に従う。）
- （３）完了届（様式１）

9 施行方法

- ア) 作業写真は添付する写真管理基準に準じて撮影し提出すること。
- イ) 作業範囲と浚渫深さの出来形管理は、浚渫前・浚渫後での検尺写真等で確認できるようにすること。（検尺写真の撮影等は、監督職員の立会を原則とする。）
- ウ) 浚渫作業は汚泥吸排車にて実施すること。
- エ) 浚渫した汚泥は、産業廃棄物として運搬すること。（１０「汚泥廃棄物の収集運搬等」を参照。）

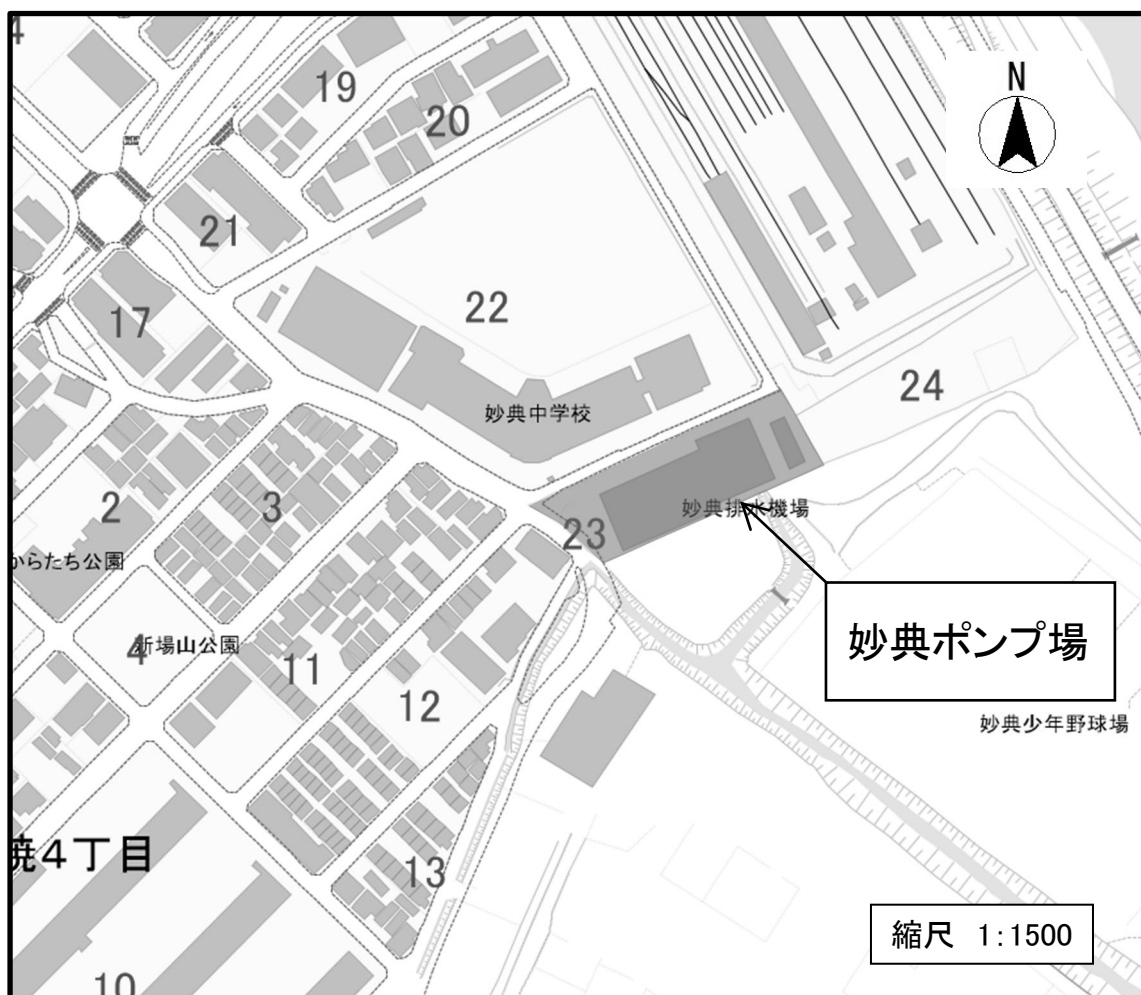
10 清掃（浚渫）作業手順等

- （１）清掃箇所への水の流入を阻止するため、１号・２号・３号流入ゲートを閉鎖し、流水を４号流路に誘導・迂回させ、５号ポンプにより排水すること。
- （２）清掃作業終了後は、すべての流入ゲートを開放すること。
- （３）清掃時は流入ゲート閉鎖により清掃箇所への水の流入阻止を図るが、水位監視役を付け、清掃箇所への水の流入、水位上昇が見られた場合は、清掃作業を中止し、水の流入原因の調査、流入防止策を講じたうえで清掃作業を再開すること。
- （４）大雨時は清掃作業を実施しないこと。

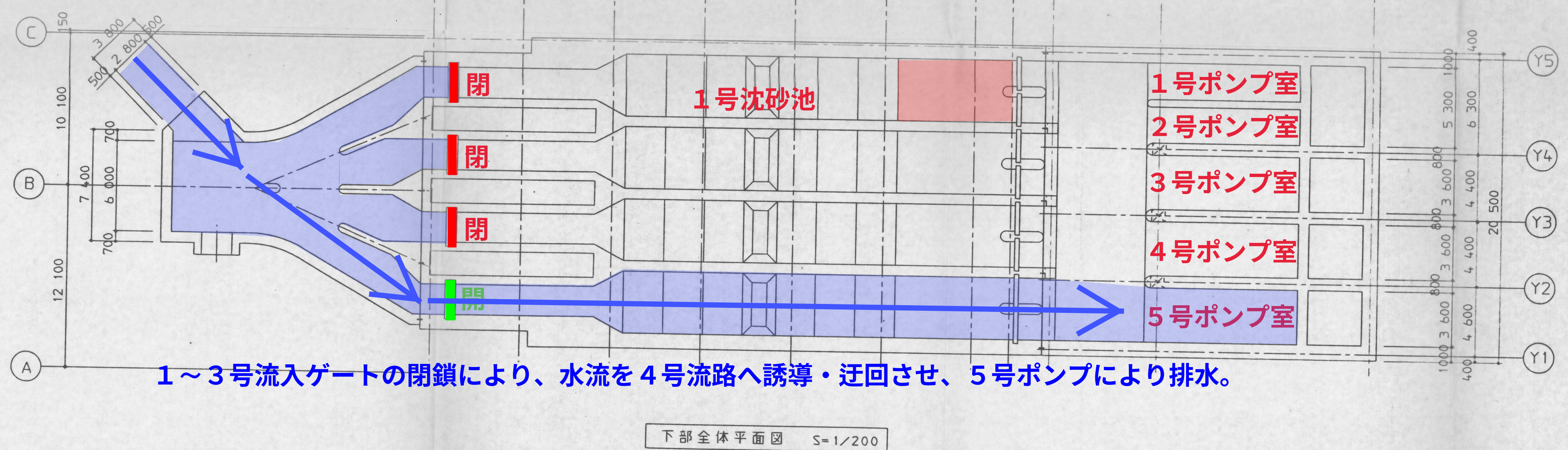
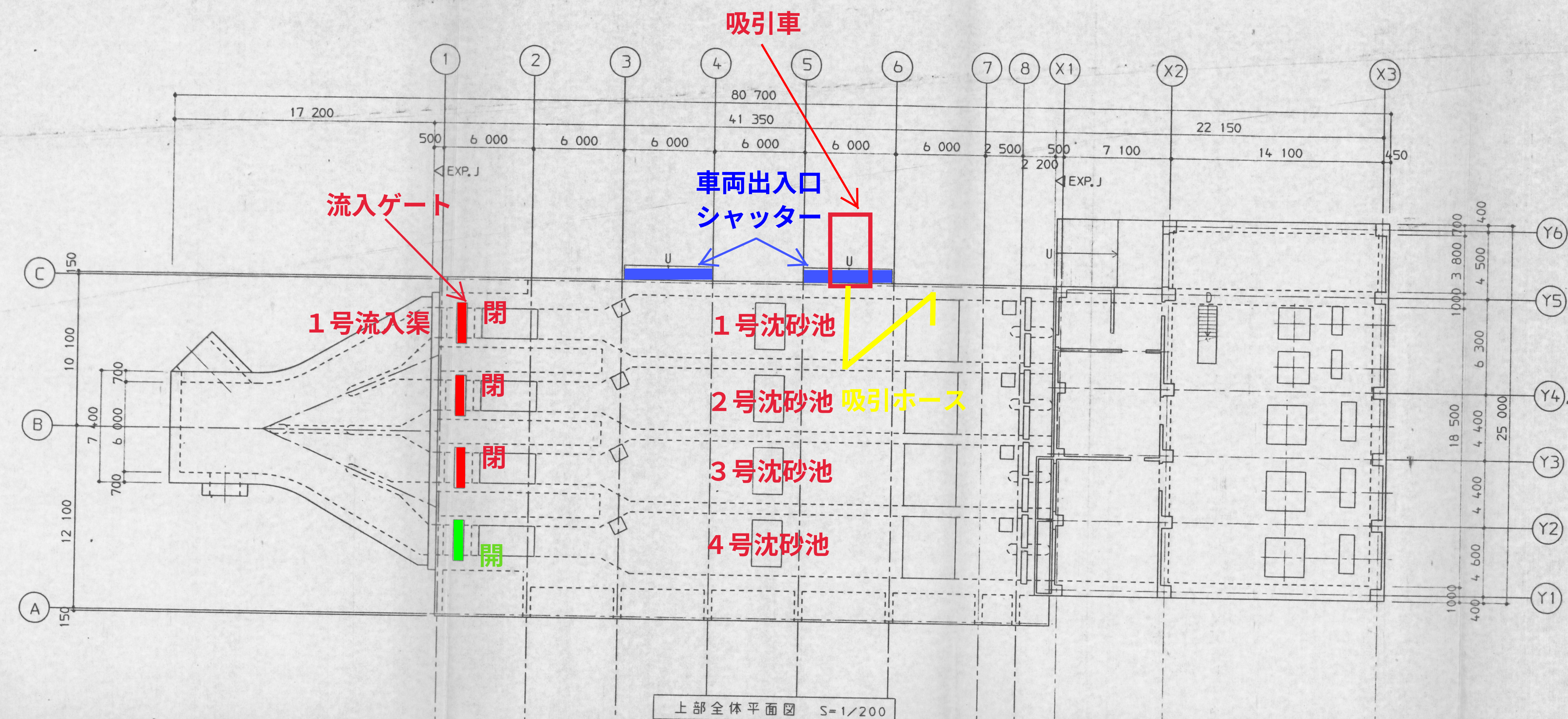
11 産業廃棄物の収集運搬

受託者は委託者から委託された廃棄物（汚泥）を委託者の指定する処分施設まで、その責任において搬入しなければならない。

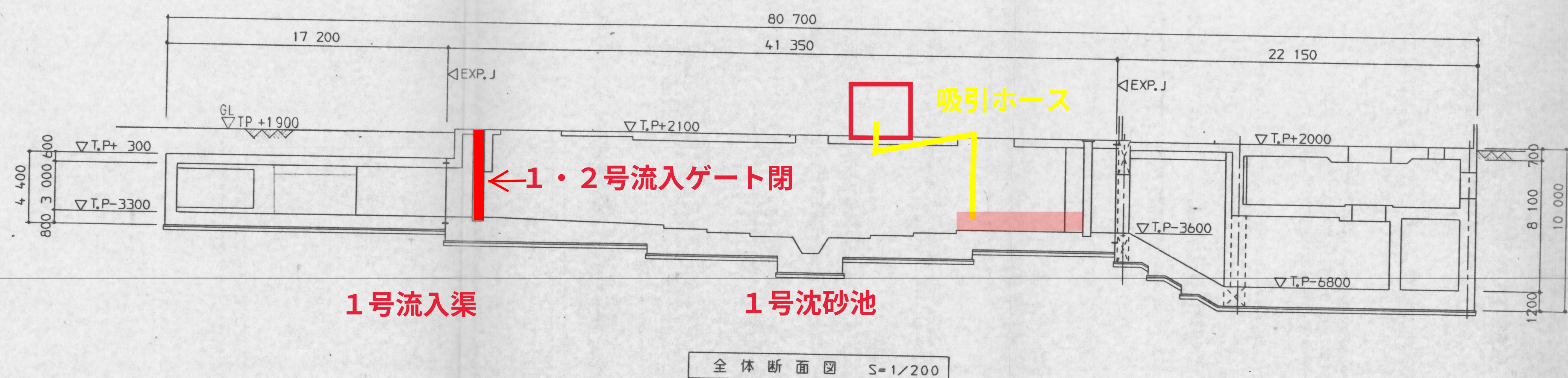
業務内容については資料（５）「産業廃棄物の収集運搬業務委託仕様書」に記載する。



資料(1) 清掃箇所案内図



1～3号流入ゲートの閉鎖により、水流を4号流路へ誘導・迂回させ、5号ポンプにより排水。



【凡例】

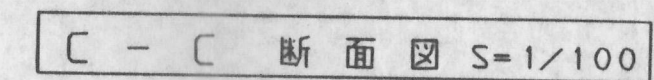
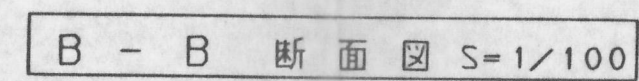
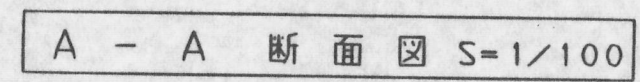
堆積土砂清掃箇所：

資料(2)清掃箇所位置図、平面図、縦断面図(1/3)

【清掃箇所 全体平面図、縦断面図】

妙典排水機場工事			
平成 年度 工区			
路線名			
工事箇所	市川市妙典943-1地先		
図面種別	土木構造物全体平面図・断面図		
図面番号	全 14 葉の内第 1 号		
縮尺	S=1/200	内容表示	No. ~No.
市川市妙典土地区画整理組合			
課長	設計者氏名		

【浚渫箇所 沈砂池 縦断面図】

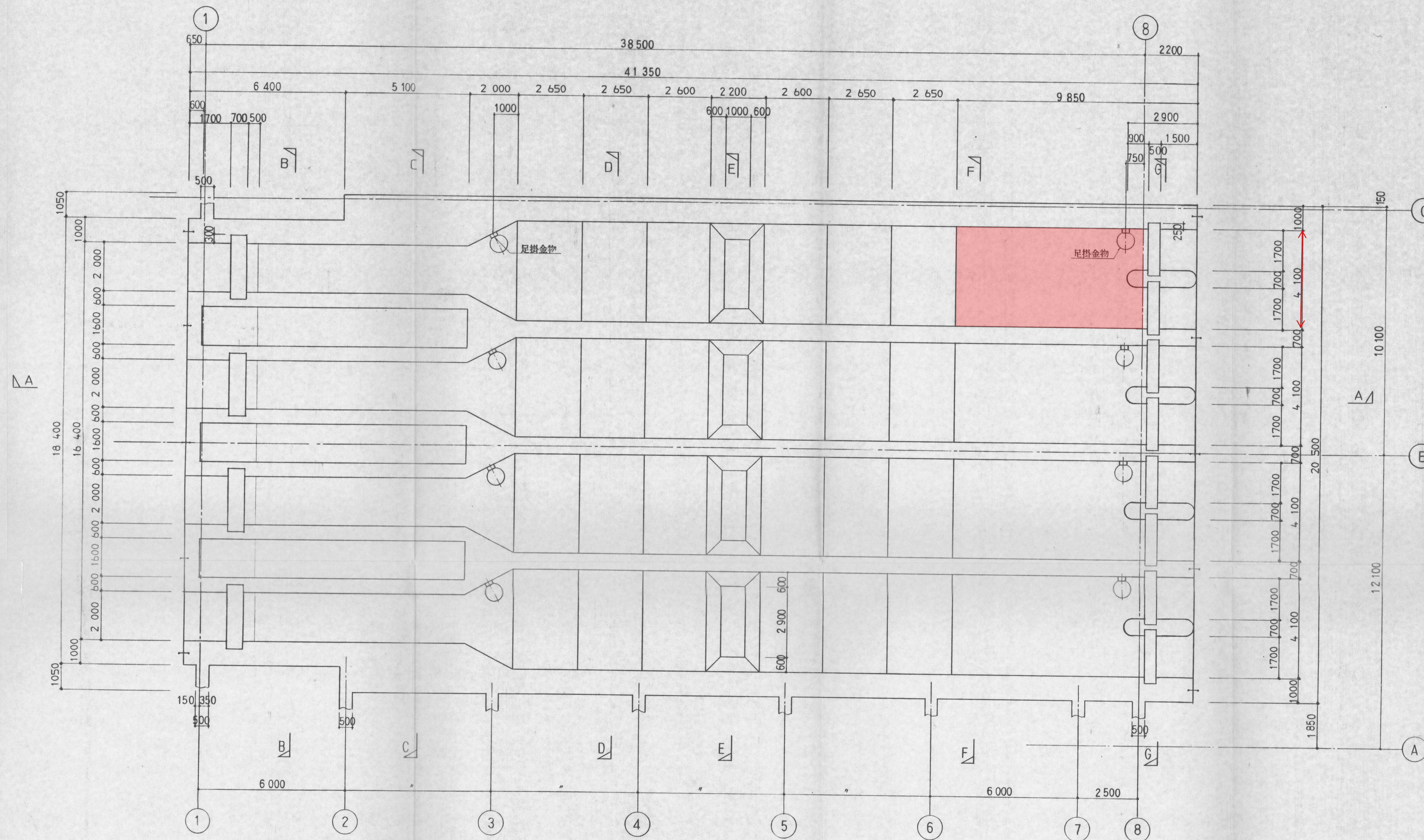


【清掃箇所 沈砂池縦断面図】

妙典排水機場工事	
平成	年度 工区
路線名	
工事箇所	市川市妙典9-4-3-1地先
図面種別	沈砂池構造図〔断面図・その1〕
図面番号	全 14 葉の内第 5 号
縮 尺	$S = \frac{1}{100}$ 内容表示 No ~No
市川市妙典土地区画整理組合	
課 長	設計者氏名

【浚渫箇所 流入渠 下流側 平面図】

【浚渫箇所 沈砂池 平面図】



下部平面図 S=1/100

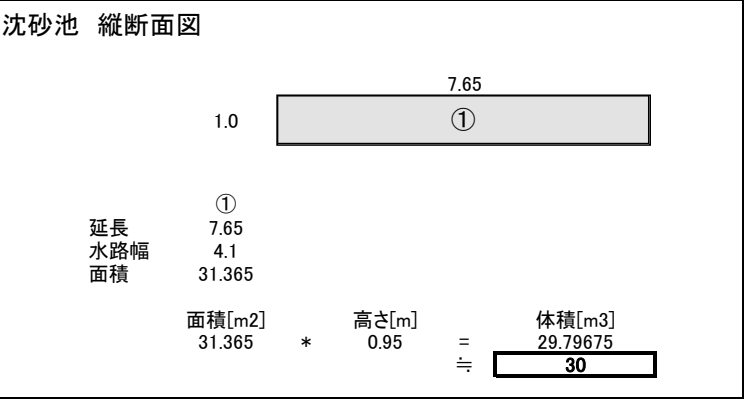
資料(2)清掃箇所位置図、平面図、縦断面図(3/3)

【清掃箇所 沈砂池平面図】

妙典排水機場工事			
平成 年度 工区			
路線名			
工事箇所	市川市妙典943-1地先		
図面種別	沈砂池構造図[下部平面図]		
図面番号	全 14 葉の内第 3 頁		
縮 尺	S=1/100	内容表示	No ~No
市川市妙典土地区画整理組合			
課 長		設計者氏名	

資料(3) 吸引土砂量算出表

浚渫箇所



ポンプ場沈砂池等清掃業務委託共通仕様書

（総 則）

第１条 本仕様書は、委託者が発注するポンプ場沈砂池等清掃業務委託に適用し、業務の円滑な運営を期するため受託者が遵守しなければならない事項を示すものである。

（目 的）

第２条 本業務は、ポンプ場沈砂池等に堆積した土砂等を浚渫し排水を良好にし、降雨時における水害を防止するとともに、悪臭等をなくし生活環境の保全を図るものである。

（業務計画書）

第３条 受託者は、業務目的を達成するために必要な手順等についての業務計画書を契約日翌日から１４日以内かつ清掃作業着手前に提出しなければならない。

２ 業務計画書には次の事項を記載する。ただし、簡易な業務等においては委託者との協議により記載事項を省略または変更することができる。

- （１）業務概要
- （２）業務工程表
- （３）業務組織計画
- （４）産業廃棄物管理表（マニフェスト）
- （５）実施計画
- （６）安全管理
- （７）その他

（委託内容）

第４条 委託者は受託者に排水路等の清掃業務を委託するものである。

２ 清掃に伴い発生した汚泥等は、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第２条第４項及び同法施行令第２条に規定された産業廃棄物として、廃棄物処理法第１２条の３の規定に従い産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理しなければならない。

３ 受託者が法に基づく許可を受けた事業の範囲は、廃棄物処理法第１４条第１項に規定されている「産業廃棄物収集運搬業許可証」のとおりである。

許可事項に変更があったときは、受託者は、速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可書の写しを本書に添付する。

４ 汚泥以外の塵芥等は、原則として燃えるゴミ、燃えないゴミ等に分別して委託者の指示をあおぐものとする。

（作業施行の原則）

第5条 受託者は、契約書及び本仕様書並びに関係法令に基づいて、委託者に従い誠実に施行しなければならない。

(官公署等に対する手続き)

第6条 受託者は作業施行のために必要な関係官公署等に対する手続きを遅滞なく処理しなければならない。これに要する費用は受託者の負担とする。

(連絡・協調)

第7条 受託者は、作業中関係官公署及びその他の機関に対して、綿密な連絡を取り協調を保つと共に、円滑な作業の進捗を図らなければならない。

(書類の備付・提出)

第8条 受託者は作業中、作業日誌、労務者点検簿並びに記録写真等を常時整備して、委託者が要求した時は閲覧に供さなければならない。

2 作業完成のときは、完了通知書（完了届）とともに、土木工事施工管理基準に基づく記録（記録写真）、産業廃棄物管理表（マニフェスト）、業務報告書（内容は下記参照）を委託期間内に委託者に提出しなければならない。

【業務報告書の内容】

ア) 実施工程表

イ) 出来高報告書

ウ) 土量計算書

エ) 処理伝票一覧表

オ) 作業日報

カ) 警備日報

キ) 作業写真（写真管理基準（別紙）に従う）

ク) 打合せ記録簿

(写真撮影)

第9条 受託者は、別紙に定めた写真管理基準に基づき写真撮影をしなければならない。又写真の説明は黒板等で不十分な場合には、アルバム等の見取図や説明等を付け加えなけれ

ばならない。

- 2 受託者は、作業の施行状況並びに作業完了後、外部から明視、判断出来なくなる部分及び出来形、寸法等が明確に確認出来るように撮影すると共に、写真はその都度工事写真帳に整理し、随時点検出来るように現場に備えなければならない。

(作業現場の管理)

第10条 受託者は、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、酸素欠乏症等防止規則、その他関係法令に基づいて、常に作業現場の安全対策に留意し事故の未然防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、作業中騒音振動対策指針に基づき周辺住民の生活環境の保全に努めなければならない。
- 3 受託者は、異常な自然現象、その他災害に対し平素から十分な注意を払い常にこれに対処出来る準備をしておかなければならない。
- 4 受託者は、隣接の工事現場又は同一の場所で施工する別の工事がある場合には、常に相互協調しなければならない。
- 5 作業に伴う残材、揚土等については、それぞれ関係法令に照らして適正に処分しなければならない。また契約解除時に未処理の廃棄物が生じた場合には、委託者と受託者が相互で取扱いを協議し、この法令の定めに従い適正に処分しなければならない。
- 6 受託者は、作業現場において、事故が発生したときは、速やかに委託者、所轄警察署等の関係機関へ連絡するとともに適切な処置をとり第三者への安全確保に努めなければならない。

(公衆安全管理)

第11条 受託者は、作業現場の一般通行人の見やすい場所に件名、施行場所、期間、事業主体名、主任技術者氏名及び電話番号等を記入した大型の標示板を設置するものとする。

- 2 道路に係わる施行に当たっては、交通の安全及び規則につき、委託者、道路管理者及び所轄警察署と打合せをするとともに、道路標識令、道路工事現場における表示施設等の設置基準に基づき必要な処置を講じなければならない。
- 3 受託者は、道路上又は道路の付近で作業を行うときは、所定の保安施設を設置するとともに、作業中には作業区域外について必要に応じて適切な人数の保安要員及び交通整理員を置く等の処置をとり、第三者の安全確保に努めなければならない。
- 4 道路交通の規制又はその解除を行う場合は、関係官公署等に対する手続きが完了した後に行うものとする。

(休日又は夜間等の作業)

第12条 受託者は、作業の都合により、休日又は夜間等の作業を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

2 防災又は交通安全対策等緊急を要する場合において、委託者が作業時間の延長又は夜間作業の必要を認めた場合は、その指示に従わなければならない。

(費用負担)

第13条 受託者は、契約書等に示されていないものであっても、施行上また維持管理上欠くことのできないものについては、委託者と協議して受託者の負担で施行しなければならない。

(施行中の疑義)

第14条 受託者は、本仕様書又は契約書に記載されていない事項並びに作業中に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議しなければならない。

(施行後の整理)

第15条 受託者は、作業のために使用した諸機械器具、仮締切り等に使用した土のう等を速やかに撤去し、清掃等を委託期間内に完了しなければならない。

(検 査)

第16条 受託者は、委託者の指示に従って所定の検査を受けなければならない。

2 受託者及び業務責任者等は、検査職員の指示に従うとともに、円滑に検査が完了するように協力しなければならない。

(その他)

第17条

(1) 作業期間中に配置する交通誘導員は、安全確保できるよう適切に配置すること。

(2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

(3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。

(4) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、

委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。

- (5) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

産業廃棄物の収集運搬業務委託仕様書

この仕様書は、委託者の事業活動によって排出される産業廃棄物の収集運搬業務に関して、当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 産業廃棄物の種類及び数量

別添の廃棄物情報に記載

2 処分の場所の所在地、方法（別途、市川市と処分業者の間で単価契約済み）

事業所の名称：有限会社 平澤興業

所 在 地 ：市川市塩浜二丁目２７番

方 法 ：脱水、調泥及び混練による中間処理

産業廃棄物の種類：汚泥（無機性汚泥に限る）

3 業務内容

- (1) 受託者は、別添廃棄物情報に示す委託場所で発生した産業廃棄物を委託期間中に上記の処分施設へ搬出するものとする。この場合の収集運搬時間は、９時から１７時までとし、産業廃棄物の多少にかかわらず全量を適切に収集運搬するものとする。

受託者は、委託場所からの産業廃棄物の運搬に当たっては、近隣住民に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。

(2) 産業廃棄物の収集運搬の方法

ア) 収集運搬に当たっては、飛散流出しないようにすること。

イ) 収集運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ウ) 収集運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

エ) 収集運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

オ) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、破損しない方法により、かつ、その他の物と混合しないよう区分し、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

4 廃棄物の適正処理のために必要な情報の提供

委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる事項を記載した廃棄物データシートその他の書類を契約時に受託者に提供するものとする。委託者は、委託する産業廃棄物の収集運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう

に注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに受託者に通知するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状態における腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状に関する事項
- (3) 他の産業廃棄物との混合等により生じる支障に関する事項
- (4) 日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示に関する事項

次に掲げる産業廃棄物であって日本工業規格(JIS C0950)に規定する含有マーク等による表示が付されている場合には、当該含有マークの表示に関する事項(貼付されている旨)

廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機(平成 18 年 7 月 1 日以降に製造されたものに限る。)

- (5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨
- (6) その他取り扱う際に注意すべき事項

5 収集運搬車の表示

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくものとする。

6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

- (1) マニフェストについては携帯するものとする。
- (2) 運搬終了時にマニフェスト B2 票を委託者に送付するものとする。
- (3) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の定めによるほか、特記仕様書によるものとする。

7 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 運行開始前の車両各部についての道路運送車両法に基づく点検その他交通関係法令に基づく安全対策を措置するものとする。
- (2) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (3) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (4) 業務に従事する者に対しては、新規雇用時及び定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (5) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に

連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

8 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了後、業務完了届を速やかに委託者に提出するものとする。

9 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約の条項又は法令等の規定に違反し、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

10 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

11 その他

- (1) 当該産業廃棄物を収集運搬等するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 汚泥処理業務委託の契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、委託者の取り組んでいる環境施策（ISO関係、ごみの資源化・減量、カラス対策等）に対し、十分理解し、協力しなければならない。
- (6) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (9) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

- (10) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

廃棄物情報

(別添)

令和7年10月23日作成

廃棄物の名称

無機性汚泥

排出事業者	名称	市川市		電話	712-6354	FAX	712-6355
	住所	〒272-8501 市川市南八幡2丁目20番2号		部課名	河川・下水道管理課	担当者	西野 佳知
排出場所	市川市妙典5丁目23番1号 妙典ポンプ場						
廃棄物の種類	☐ 燃えがら ☒ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ 廃プラスチック ☐ 紙くず ☐ 木くず ☐ 繊維くず ☐ 動植物性残さ ☐ 動物系固形不要物 ☐ ゴムくず ☒ 産業廃棄物 ☐ 金属くず ☐ ガラス・コンクリート・陶磁器くず ☐ 鋳さい ☐ がれき類 ☐ 特別管理廃棄物 ☐ 家畜のふん尿 ☐ 家畜の死体 ☐ ばいじん ☐ 13号廃棄物 ☐ 廃石綿等 ☐ 感染性廃棄物 ☐ 廃PCB等 ☐ 有害物質 ☐ その他()						
関連法規	☐ 危険物(類 石) ☐ 特化物 ☐ 有機溶剤 ☐ 毒劇物 ☐ 悪臭物						
提出資料	☐ サンプル() ☐ 写真 ☐ 分析成績書 ☐ その他()						
廃棄物形状	☐ 液状(バーナー噴霧可) ☐ 液状残さ固着(固液分離) ☐ 泥状(流動性無) ☐ 塊状・固化状 ☐ 粘液状(ポンプアップ可) ☐ スラリー状(固液懸濁) ☐ 泥状 ☐ 成形品() ☐ 水アメ状(高粘度) ☒ 泥状(流動性有) ☐ 粒状 ☐ その他()						
廃棄物特性	☐ 爆発性 ☐ 引火性 ☐ 可燃性 ☐ 自然発火性 ☐ 禁水性 ☐ 酸化性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 急性毒性 ☐ 感染性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 慢性毒性 ☐ 生態毒性 ☐ 有害物質生成 ☐ 重合反応性 ☐ 混合危険性 ☐ 臭気刺激性 ☐ その他()						
荷姿・容量	ドラム缶	☐ 標準ドラム ☐ ケミカルドラム ☐ オープンドラム蓋付 ☐ オープンドラム蓋無					
	金属缶	☐ プリキ缶(一斗缶) ☐ ペール缶 ☐ オープンタイプペール缶 ☐ その他()					
	プラスチック容器	☐ ポリ缶 ☐ ポリドラム ☐ ポリ袋 ☐ その他()					
	ガラス容器	☐ ビン ☐ その他()					
	紙容器	☐ ペーパードラム ☐ ダンボール箱 ☐ 紙袋 ☐ その他()					
	その他	☐ フレコン ☐ パレット積 ☒ バラ ☐ 耐圧容器 ☐ 専用容器 ☒ 専用車両 ☒ その他()					
	容器の状態	() kg ・ t ・ ㍓ ・ m ³					
	容器の状態	☐ 正常 ☐ 腐食 ☐ 変形 ※ ドラム缶の過充填は防止して下さい。(上部10cmは空けておいて下さい) 容器は収集・運搬上安全な状態のものでお願いします。 ☐ 処理業者専用容器					
空容器の処理	☐ 排出事業者への容器返却要 ☒ 処理業者処分						
収集運搬	収集運搬方法	☐ 排出事業者持ち込み ☒ 処理業者引き取り					
	車種	☐ ダンプ ☐ トラック ☐ 脱着装置付コンテナ車 ☐ パッカー車 ☐ クレーン付トラック ☐ パワーゲート車 ☐ タンクローリー ☒ バキューム車 ☐ その他()					
	最大積載量	() t ・ ㍓ ・ m ³					
依頼数量	スポット	(30) kg ・ t ・ ㍓ ・ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式					
	継続	() kg ・ t ・ ㍓ ・ m ³ ・ 本 ・ 缶 ・ 袋 ・ 個 ・ 車 ・ 式 / 年・月・週・日					
従来処理方法							

写真管理基準

区 分		写真管理項目			備 考
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出条件	
安全管理	委託看板	設置状況	1回以上	代表箇所1枚	一般通行人の見やすい場所に件名、施行場所、期間、事業主体名、電話番号等を記入。
	各種保安施設	設置状況	毎月1回以上	保安施設毎1枚	
	交通誘導員	配置状況	毎月1回以上	適宜	
	新規入場者教育	新規入場者教育	実施時	代表箇所1枚	
	日々のKY活動	日々のKY活動	毎月1回以上	適宜	
	安全対策	安全対策	対策ごと	対策ごと1枚	仕様書に明記されたほか独自に行った対策を含む。
	過積載防止	積込状況	1回以上	代表箇所1枚	発生材等
		処分状況	1回以上	代表箇所1枚	
使用重機	使用重機	車両	車両毎に1回	適宜	
除草・ 抜根	全景	施行前(全景)	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	施行箇所全体が分かるように撮ること
		施行後(全景)			
	作業状況	施行前	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	
		施行中			
		施行後			
	出来高	施行前	各施設毎	各施設毎	監督職員から臨場の申し出があった場合は、それを拒むことはできない。
		施行後			
	運搬状況	搬出状況	搬出時1回以上	搬出時1回以上	車両のナンバープレート映すこと
		処分場到着時	搬出時1回以上	搬出時1回以上	運搬車両とともに処分場の場所が分かること
		積み込み状況	搬出ごと	搬出ごと	積荷状況を撮影する 各施設当初及び監督職員の指定した回数時の臨場を受けること ※バッカー車による積み込みの場合は、積み込む除草を監督職員と一緒に映す
浅渫	全景	施行前(全景)	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	施設内全体が分かるように撮ること
		施行後(全景)			
	作業状況	施行前	各施設毎に1箇所以上	代表箇所1枚	
		施行中			
		施行後			
	出来高	施行前	各施設毎	各施設毎	積荷状況を撮影する 各施設当初及び監督職員の指定した回数時の臨場を受けること ※バッカー車による積み込みの場合は、積み込む除草を監督職員と一緒に映す
		施行後			
	運搬状況	搬出状況	搬出時1回以上	搬出時1回以上	車両のナンバープレート映すこと
		処分場到着時	搬出時1回以上	搬出時1回以上	運搬車両とともに処分場の場所が分かること
		積み込み状況	搬出ごと	搬出ごと	積荷状況を撮影する 各施設当初及び監督職員の指定した回数時の臨場を受けること